

【目次】

- ・ 人身傷害保険検討グループの活動報告

……1 ページ

- ・ 第12回適格消費者団体連絡協議会が実施されました

……2 ページ

- ・ ゲームと射幸性の
7+
情報通信グループ
NOW!

……3 ページ

- ・ 総会のお知らせ
・ 注意
・ 寄附のお願い
・ 編集後記

……4 ページ

人身傷害保険検討グループの活動報告
～最高裁判決に思う～

人身傷害保険検討グループ長

青野 渉 (弁護士)

現在、自動車保険会社や共済が販売している自動車保険（共済）には「人身傷害保険」という保険がセットになっているものが多くなっています。これは、従来の対人賠償責任保険（事故によって、相手に傷害を負わせたり、相手を死亡させた場合の賠償責任を填補するタイプの保険）ではなく、保険契約者側（その家族や同乗者を含む）が負った傷害・死亡等による損害を直接填補するタイプの保険です。

この保険は平成10年頃から普及しはじめたものですが、各保険会社・共済によって約款の内容が大きく異なり保障内容に差があるのに、パンフレットや広告では、その差が全く表示されていません。したがって、「保険金額 5000 万円の人身傷害保険」と言っても、実際には、保障内容は同じではないのです。特に、保険契約者側にも過失のある事故を原因として重度の後遺障害を負った場合には、保険契約者が受領できる保障の額に大きな差（場合によっては数千万円）が生じることがあります。

人身傷害保険検討グループでは、平成23年4月から活動を開始し、こうした問題点を指摘し、各保険会社・共済に対して、顧客への説明を徹底するよう求める活動をしています。昨年6月に保険会社・共済（合計21社）に対してアンケートを実施し、これを分析したうえで、本年2月には、他社に比べて消費者にとって不利な約款となっている保険会社・共済について、適切な説明を行うことを求める要望書を送付しています。

なお、この問題については、平成24年2月20日、消費者側に有利な解釈をするように明示した最高裁判決が出されています。今後の各保険会社・共済が、この最高裁判決にしたがって、消費者に有利な形に約款を明確化していくのか（逆に、約款を改訂して最高裁判決を潜脱しようとするのか）、注視していきたいと考えています。

第12回適格消費者団体連絡協議会が実施されました

* 日時: 2012年3月17日(土)13時30分～17時30分

* 場所: 広島パシフィックホテル 飛鳥・平安・太平

* 参加団体: 消費者機構日本、消費者支援機構関西、全国消費生活相談員協会、京都消費者契約ネットワーク、ひょうご消費者ネット、埼玉消費者被害をなくす会、消費者支援ネット北海道、あいち消費者被害防止ネットワーク、大分県消費者問題ネットワーク、消費者支援機構福岡、消費者ネットおかやま、消費者支援ネットくまもと、佐賀消費者フォーラム、消費者ネット広島(14団体)、消費者庁、国民生活センター

■主な議事次第

1. 消費者庁からの報告
2. 新制度についての質疑応答、意見交流
3. 国民生活センターからの報告
4. 業界全体の問題を含む事案の情報共有
5. 差止め業務の運営上の悩み、工夫、課題など意見交流

*** 適格消費者団体連絡協議会（広島）に参加して ***

平成24年3月17日に広島パシフィックホテルにおいて、第12回適格消費者団体連絡協議会が開催されました。2月28日に大分県消費者問題ネットワークが加わって10団体となった適格消費者団体、適格認定を目指す消費者団体、消費者庁から総勢49名の参加がありました。ホクネットからは、検討委員会の町村委員長、竹之内副委員長、小職の3名が参加しました。

前半は、今通常国会に法案が提出される予定の集団的被害回復制度が取り上げられ、消費者庁から説明があり、各消費者団体から質問や意見が出されました。現状の適格消費者団体が人員、資金面で対応できるのか、国からの支援はあるのかという疑問について、消費者庁からは「経理的基礎があることがこの制度を担うための認定要件であり、金銭的な支援は難しい。しかし、消費者団体が行う業務については報酬を得られる制度にすることを考えている。」との回答でした。

後半は、各消費者団体からの活動報告があり、結婚式場や冠婚葬祭互助会の解約条項、携帯電話、賃貸借契約などがテーマとされました。各テーマの報告担当があらかじめ決められており、ホクネットでは、竹之内副委員長が結婚式場についての取り組み状況を、報告しました。

会議後の懇親会も、同じ会場で引き続き行われ、大いに盛り上がり、幹事を担当した消費者ネット広島から、記念品として安芸の宮島の「しゃもじ」が配られました。

(記 専務理事 道尻 豊)

* **2月16日の第7回理事会でホクネットとしては初めての専務理事に道尻豊理事が選任されました。**

皆さんは、ガチャという言葉聞いたことがあるだろうか？

昔、私の子供の頃、文房具屋の店先などにあったカプセルの自動販売機で、カプセルの中には怪獣の人形が入っている、そんな自販機をガチャポンと読んでいた。今、そのガチャポンがオンラインゲームの世界に登場し、ガチャと呼ばれている。

ガチャポンは、どのカプセルが出てくるか分からないので、欲しい人形が入ったカプセルを狙っても、もう持っているカプセルが出てきたりして、何度も挑戦するという構造になっている。もちろん無駄に買わされた人形は友達に売りつけたりして多少は回収するのだが。

オンライン・ガチャでも同様で、ゲームのアイテムなどが出てくるのだが、欲しいアイテムが出るとは限らない。すると、1回100円とかのガチャを回す権利を何度も買う羽目になる。そして、リアルなガチャポンと違うところは、狙ったアイテムが出るか出ないかはゲーム運営者が自由に、プログラムで設定できるということだ。ガチャポンなら、透明の機械の中に欲しい人形のカプセルがあるかどうか、見れば分かるのだが、オンライン・ガチャは見えない。

それに、欲しいアイテムは単体ではなく、いくつかのシリーズもので、全部揃えるとさらに嬉しいという仕組みになっていて、2つまでは容易に揃うが、3つ目はなかなか揃わず、4つ目はさらにレアとなる。あと1つで完成する(コンプ)となると、いくらでもつぎ込みたくなるのが人情だ。

オンラインゲームは無料でも、ガチャは有料で、収益モデルとしてはよくできているが、それだけ欲望を刺激する仕組みになっている。

先日、日弁連の消費者関係シンポジウムで、インターネットの消費者被害をテーマとする議論に参加した。そこでもオンライン・ガチャをめぐる問題が話題となっていたが、なかなか法的に対処しにくい問題である。

大人がゲームやガチャにハマるのは仕方がないとして、せめて子どもは、親の管理が行き届くような仕組みを整えていく必要がある。これはゲーム運営者や通信サービス事業者の責任でもある。

検討委員長・理事 町村 泰貴
(北海道大学大学院法学研究科 教授)

《《《《 情報通信グループ NOW! 》》》》

ホクネットでは、携帯電話契約トラブルについて検討グループ発足当時から取り組みを続けています。

その一つには、販売時における説明不足によるトラブル防止に向け、携帯電話会社に対し、主に研修体制や説明方法について質問書を送付し、その内容を公開してきました。

その間、販売時の重要事項説明書の大きな改善など、一定の成果がみられました。さらに、学生の間で問題になっている携帯電話の名義貸しについて、取り組みを進めております。

携帯電話のシェアがスマートフォンに移行しつつあるなか、また新たな課題がでてくる可能性もあり当分の間、この情報通信に関する取り組みは続く予定です。



総会のお知らせ

平成24年度通常総会を下記の日程で開催いたします。

とき 平成24年6月9日(土)
午後1時30分より

ところ かでる2・7 10階会議室

* 参加対象の皆様には(正会員)改めてご連絡いたしますので、出欠の有無・委任状の提出など忘れずをお願いいたします。

また、総会終了後に講演会を予定しています。

「ネット被害とその対策」と題し、講師は町村泰貴氏(ホクネット検討委員長)です。



注意



**** 増加する自動車の売却トラブル ****

新車の供給不足(東日本大震災の影響による)に端を発した中古車需要の高まりを背景に、自動車の売却(自動車買取サービス)に関する消費者相談の件数が増加している。強引な買取勧誘、それに伴う解約・解約料トラブルなどである。その場で契約しないなどの注意が必要である。

「国民生活センター」のホームページより抜粋

上記のように国民生活センターも注意・喚起をおこなっています。ホクネットでも引き続き中古車売買のトラブルについての検討に取り組んでいますが、会員の皆様も十分ご注意ください。

寄附金を受け付けています!!

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄附金をお願いしております。

税額控除の対象となります!

ご寄附いただいた方には、領収書とお礼のお手紙をお送りいたします。

- 寄附の振込みは郵便振替でお願いいたします。金額はいくらでも結構です。
- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

※ 編集後記 ※

「春は名みの風の寒さや・・・」この歌のとおりです。北海道に住んでいて、桜の花の下で入学式というのはいメージでしかなく、時には雪が舞う中で式に向かうこともあります。今年はどうでしょうか。

桜前線はまだまだ遠く、コートも手放せない日々の中、暖かい日差しを待ちわびています。

もう少しの辛抱・・・と思いながらすごした後で、雪の間からのぞくふきのとうを見つけたときのうれしさはまた格別。

それまでもう少し・・・。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

* 次号のニュースレター発行は平成24年 5月31日を予定しています。